

令和7年度  
千葉県当初予算編成に対する要望

令和6年8月20日

千葉県市長会

# 目 次

## 【重点要望事項】

- 1 子ども医療費助成制度の拡充等について…………… 5
- 2 地域医療体制の充実強化について…………… 6
- 3 小児医療体制の充実強化について…………… 7
- 4 学校給食費の無償化について…………… 8

## 【要望事項】

- 第1 地方行財政の充実強化について…………… 9
  - 1 宿泊税について…………… 9
  - 2 県補助制度における適切な財政措置について…………… 9
  
- 第2 総合行政の充実強化について…………… 10
  - 1 地域公共交通の維持確保に関する県の役割について…………… 10
  
- 第3 防災・危機管理行政の充実強化について…………… 11
  - 1 特殊詐欺対策に関する補助金の支給条件の見直し及び支給金額の拡大について…………… 11
  - 2 災害時における通信手段の確保について…………… 11
  
- 第4 健康福祉行政の充実強化について…………… 12
  - 1 産婦健康診査、1か月健康診査事業の県内統一実施体制の構築、5歳児健康診査後の受け皿について…………… 12
  - 2 子ども医療費助成制度の拡充等について…………… 13
  - 3 地域医療体制の充実強化について…………… 14
  - 4 小児医療体制の充実強化について…………… 16
  - 5 介護人材の確保・定着に向けた更なる支援の強化について…………… 16
  - 6 帯状疱疹ワクチン接種への助成制度について…………… 17
  - 7 介護保険制度の見直しについて…………… 18
  - 8 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設について…………… 18

9	多子世帯の保育料軽減のための県補助事業創設について	19
10	ヤングケアラーへの支援について	19
11	保育対策総合支援事業費補助金（医療的ケア児保育支援事業）について	20
12	高齢者虐待ケースでの緊急避難場所の確保について	20
<b>第5</b>	<b>環境生活行政の充実強化について</b>	<b>21</b>
1	適正処理困難物の処理処分先の整備等について	21
<b>第6</b>	<b>商工労働行政の充実強化について</b>	<b>22</b>
1	海岸における水上オートバイ等小型船舶の危険航行を規制する条例制定等について	22
2	地域商業活性化事業の拡充について	23
3	成田空港周辺地域における企業誘致等における県の主体的な取組について	23
<b>第7</b>	<b>農林水産行政の充実強化について</b>	<b>24</b>
1	千葉県農地中間管理機構の体制整備について	24
2	東総台地地区広域営農団地農道の維持管理費に係る財政支援について	25
3	治山事業及び地すべり防止事業の計画的実施と執行体制強化について	25
4	千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金事業の要件緩和について	26
5	特定外来生物ナガエツルノゲイトウの対策について	26
6	産業立地における農用地の取り扱いについて	27
7	北総中央用水土地改良区への支援について	27
8	広域営農団地農道整備事業（安房2期地区）の早期完了について	28
9	農林水産業関係予算の拡充について	28
10	農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取り組みへの支援について	29
<b>第8</b>	<b>県土整備行政の充実強化について</b>	<b>30</b>
	（道路・橋梁）	
1	銚子連絡道路の整備推進について	30
2	国県道整備の促進について	30
3	主要地方道越谷野田線（野田橋の架け替えを含む）の4車線化について	31

4	地域高規格道路茂原一宮道路（長正グリーンライン）、大原道路の整備促進について	31
5	インフラ整備の充実について	32
6	狭隘国県道の道路改良について	32
7	市原都市計画道路八幡椎津線（平成通り）の整備に係る社会資本整備総合交付金等の重点配分について	33
8	主要地方道松戸野田線の渋滞対策について	33
9	国道296号バイパスの事業推進について	34
10	国県道の整備促進について	34
11	初富交差点の交差点改良について	35
12	北千葉道路の早期事業化及び整備促進等について	35
13	主要地方道及び県道の整備促進について	36
14	道路網整備の促進及び主要地方道等の道路環境整備について	36
15	主要地方道及び一般県道の整備促進について	37
16	県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について	38
17	高規格道路「茂原・一宮・大原道路」「鴨川・大原道路」の全線整備促進について	38

(河川・港湾)

18	洋上風力発電設備の設置等に伴う港湾の整備充実及び地元市町村負担金の軽減について	39
19	治水対策の充実について （一級河川利根川水系清水川 総合流域防災事業）	39
20	市川三番瀬の再生（護岸）について	40
21	真間川水系の整備促進について	40
22	海岸及び海岸駐車場の適正な管理について	41
23	二級河川の整備について	41
24	水辺の魅力向上に向けた印旛沼・鹿島川の整備促進について	42
25	グリーンインフラ等を活用した印旛沼の総合的な治水対策について	42
26	東京湾内3河川の高潮対策（水門整備）について	42
27	二級河川の整備、維持管理の推進について	43
28	一級河川大柏川第二調節池の整備促進について	43
29	大網駅周辺における二級河川小中川の内水対策支援について	44

(都市基盤)

30	江戸川第一週末処理場の早期完成及び雨天時浸入水対策について	44
31	住宅・建築物の耐震化サポート事業の拡充について	45
32	成田空港の更なる機能強化等への対応について	45
33	柏駅周辺地区の市街地再開発事業について	46
34	運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業推進及び県立市野谷の森公園の整備について	47
35	羽田空港と東京湾岸地域を結ぶ鉄道ネットワークの強化について	47

**第9 教育行政の充実強化について** 48

1	高等学校の魅力向上と学生寮の整備について	48
2	教育環境の充実について	48
3	学びの多様化学校設置自治体への支援について	49
4	学校給食費の無償化について	49
5	小中学校における教員定数等の改善について	50
6	公立小中学校の学校再編に伴う支援について	51

## 【重点要望事項】

健康福祉行政・教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 子ども医療費助成制度の拡充等について

千葉県の制度では、令和5年8月診療分から、自己負担に月額上限が導入され、あわせて同月診療分から受給券の発行対象を高校生相当までに拡充された。県の助成は、通院については小学3年生までを、入院については中学3年生までを助成対象としている。しかし、県内市町村が入院・通院とも対象年齢を中学3年生まで（多くの市町村で高校3年生まで）上乗せ助成を実施しているため、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、少子化の時代にあって、子どもの健やかな成長や子育て世代の経済的負担を軽減することを目的としており、本来、国が率先して全国的な制度として取組むべきものと考えるが、より一層の充実として、県補助制度の更なる拡充を図ることが必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 入院と同様に通院・調剤についても、助成対象を中学校3年生まで拡大すること。
- (2) 千葉県による子ども医療費助成の対象年齢を、制度化されていない高校3年生まで拡充すること。
- (3) 無償化を含めた全国一律の医療費助成が受けられるよう、国主導による医療費助成制度設計を行うよう国に対し働きかけること。
- (4) 市町村間の均衡を図るため、県として更なる子ども医療費助成の拡充を図り、県内一律の制度の確立と地域間格差の解消を図ること。
- (5) 現行の補助率2分の1を3分の2に引き上げること。
- (6) 県の助成対象を通院、調剤も中学3年生まで拡大し、無償化すること。

## 2 地域医療体制の充実強化について

地域医療体制の充実強化に向けては、民間病院において不採算とされる、救急等の政策的医療の提供を行っている公立病院の経営の安定化等が図られる必要がある。

救急医療については、休日当番医における小児科医の不足や二次待機施設の減少等により、救急医療体制の維持が厳しい状況である。地元医師会等の協力のもと、地域住民の医療ニーズに応えるべく努力をしているが、医師や看護師等の確保については、地域の努力のみでは限界がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 医療従事者の人材確保・定着を促進する取組や地域における医療従事者の偏在解消となる取組など、対策強化を図ること。
- (2) 働き方改革に伴う就労勤務環境の整備の周知や支援、病床機能の連携、在宅医療体制の強化を図るほか、医療資源の効率活用から機器の共同利用やチーム医療、外来診療の県民への周知など地域医療体制を強化すること。
- (3) 県の保健医療計画に定められている二次保健医療圏における、関係自治体・医療機関間の連携（財政的支援も含む。）に係る取決め等の構築について、県が主体的に取り組むこと。
- (4) 公立病院における救急等の政策的医療の提供に対する新たな支援制度（補助金）を創設すること。
- (5) NICUを設置した地域周産期母子医療センターの整備を推進するため、県の関連補助制度を拡充するとともに、医師・看護師等の従事者確保に関して、人材派遣を含んだ多面的な支援を行うこと。
- (6) 休日当番医や二次待機施設の協力医療機関への財政的支援を拡充すること。
- (7) 医師修学資金貸付制度を更に拡充すること。
- (8) 「救急安心電話相談」について、受付時間の延長と、医療機関との連携による切れ目のない相談体制の構築を行い、併せて電話相談事業の周知強化を図ること。
- (9) 耐震改修のみに留まらず、老朽化対策と最新の医療環境が期待できる建替え整備を実施すること。
- (10) 薬剤師の確保が困難な地域包括ケア等を担う病院からの求めに対し、県が主体となり地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師就学資金貸与事業を実施すること。また、薬剤師が不足している医療機関へ薬剤師を派遣すること。

### 3 小児医療体制の充実強化について

千葉県全体で小児科医療機関が不足している状況であり、一市町村で小児科医療機関を誘致していくことは難しい。

また、都道府県別にみても千葉県の小児科医の絶対数が少ない中で、医師の働き方改革等の影響により、小児科医の勤務体制（小児科診療体制）に制限が設けられ、1・2次救急医療体制の整備に苦慮している状況である。

- (1) 県が主体となり医療圏内の各市と連携して、小児科医の確保など救急医療体制の整備に取り組むこと。
- (2) 小児の受診に対する支援を拡充し、24時間受診可能なオンライン診療や相談等で県内全般の小児医療をカバーするような取り組みを県で行うこと。
- (3) 休日・夜間におけるこどもの症状に対して判断に迷った場合のこども急病電話相談の実施時間帯の拡大と医師からの適切な助言が行えるようにし、医療機関との連携による切れ目のない相談体制の構築を行い、更なる充実を図ること。
- (4) 小児科医不足改善に向けた自治体の取り組みへの補助を行うこと。

#### 4 学校給食費の無償化について

学校給食の実施に要する費用のうち食材料費は、保護者が「給食費」として負担しているが、子育て世代の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実に図り、少子化対策及び子育て支援の拡充を一層推進する中で、保護者の経済的負担が大きい給食費の軽減は大きな課題である。

千葉県では第3子以降を対象とした県立学校給食費の無償化を令和5年1月から実施し、県内市町村に対しても第3子以降を対象とした市町村立学校給食費に対し補助率を1/2として補助金を交付している。

多くの市町村が独自の基準や要件を設けて給食費や食材への補助を実施しているが、事業の継続には財政的負担が大きく、その対応については各市町村の財政状況等によって地域間格差が生じている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 地域間格差による不利益がないよう、県補助金の補助率の引き上げや補助要件・範囲の拡充を行うこと。
- (2) 学校給食費無償化について、新たな財政支援制度の創設について国に働きかけを行うこと。
- (3) 千葉県公立学校給食費無償化支援事業補助金について、令和7年度以降も財政支援を継続すること。
- (4) 学校給食費の無償化に向けた制度を確立し、財政支援を行うこと。

## 【要望事項】

# 第 1 地方行財政の充実強化について

---

地方行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 宿泊税について

令和6年3月、県内観光の持続的発展と宿泊客の利便性を向上させるための財源確保を目的として、千葉県観光振興財源検討会議が設置された。観光を取り巻く環境については、宿泊者数、宿泊施設数とその種類、旅行（入込）者数等、地域により状況が異なるため、各市町村の観光施策が柔軟に展開されることが必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 宿泊税の導入に当たっては、その用途を明確にし、納税者をはじめ、観光事業者等の十分な理解が得られる制度とすること。
- (2) 地域に合った取組みに柔軟に対応できる運用とするため、適正な方法により算出した交付金を各自治体に配分する制度とし、当該交付金は各市町村の理解を得た県と市町村間での配分割合とすること。
- (3) 市町村間の交付金の配分に当たっては、各市町村の宿泊者数等を考慮すること。

## 2 県補助制度における適切な財政措置について

各種事業において県補助制度を活用しているが、事業費に対し補助決定額が規定の補助率に満たない事例があり、市費の負担が増加している現状がある。

については、県補助制度において各種事業への適切な財政措置をすること。

## 第2 総合行政の充実強化について

---

総合行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 地域公共交通の維持確保に関する県の役割について

地域公共交通の維持確保にあたっては、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針において、都道府県は、広域的な観点から地域公共交通の活性化及び再生の取組に主体的・主導的に取り組むこととされている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 路線バスの広域幹線系統について、維持確保に努めるとともに、国県補助の対象とならない場合であっても、廃止や代替交通導入について検討し、必要な財政的支援を行うこと。
- (2) 小湊鉄道線が県の広域交通ネットワークであることを鑑み、支援のあり方及び支援方策を検討し、必要な財政支援を行うこと。
- (3) 京葉線のダイヤについて、沿線市町村の意見を集約し、利用者全体の利便性向上につながる対応方策を検討するよう、東日本旅客鉄道株式会社に働きかけること。

### 第3 防災・危機管理行政の充実強化について

---

防災・危機管理行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

#### 1 特殊詐欺対策に関する補助金の支給条件の見直し及び支給金額の拡大について

本市では、強い課題意識を持って特殊詐欺対策に取り組んでおり、防犯機能付きの電話機等の購入・設置の助成や録音機を無償で配付・設置する事業を実施している。令和4年に121件だった被害も、令和5年は91件と約25%減となり、一定の効果を得られていると感じている。しかし、市単独では限界があり、広域的な対策が不可欠である。

千葉県では、特殊詐欺対策電話機購入補助金事業に関する市町村への補助事業を開始し、被害拡大に伴い今年度から補助金の上限額を50万円から100万円に引き上げたものの、令和3年度の実績を上回る申請分のみが補助対象であり、抜本的な被害防止に取り組むためには十分な制度となっていない。

については、補助対象を各年度の総事業費の2分の1とするよう、制度の速やかな見直しを行うこと。

#### 2 災害時における通信手段の確保について

令和6年能登半島地震では、発災直後から大規模な通信障害が発生し、被災者の救護や復旧作業に多大な影響を及ぼし、孤立集落では必要な情報が十分に行き届かないなど、様々な課題が浮き彫りとなった。

同じ半島という地理的特性を有する千葉県では、自主避難所の整備など市町村が実施する孤立集落対策に対する支援を行うこととしているが、災害時においても通信手段が途絶することのないよう、衛星通信を用いた非常通信手段を確保するなど、インフラ整備の更なる強化を図ること。

## 第4 健康福祉行政の充実強化について

---

健康福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 産婦健康診査、1か月健康診査事業の県内統一実施体制の構築、5歳児健康診査後の受け皿について

産婦健康診査について、産科医療機関がない自治体や、産科医療機関等の不足する地域のために、自治体間の広域連携や関係事業者との調整等、県下統一での事業実施に向けた県主導での対応が必要である。

1か月児健康診査の費用助成は、こども未来戦略において、今後3年間の集中取組期間にできる限り前倒しして実施する政策「加速化プラン」に位置づけられ、早期に全国展開に向けた支援を行うとしている。

自治体毎に1か月児健康診査の費用助成に取り組んだ場合、各医療機関との契約手続きが煩雑となるほか、問診票がそれぞれ異なることも想定され、医療機関にとっても負担が増える等の課題がある。

5歳児健康診査については、発達障害等の早期発見・早期支援につなげることが主な目的となるため、健康診査後の受け皿となる医療機関や相談機関の確保が求められる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 産婦健康診査と1か月児健康診査事業について、県が主導し、県内統一単価による県医師会等との委託事業として、実施体制を構築すること。
- (2) 5歳児健康診査について、健康診査後の受け皿となる医療機関や相談機関が不足しているため、県全体でフォローアップ体制の整備を行うこと。

## 2 子ども医療費助成制度の拡充等について

千葉県の制度では、令和5年8月診療分から、自己負担に月額上限が導入され、あわせて同月診療分から受給券の発行対象を高校生相当までに拡充された。県の助成は、通院については小学3年生までを、入院については中学3年生までを助成対象としているが、県内市町村が入院・通院とも対象年齢を中学3年生まで（多くの市町村で高校3年生まで）上乗せ助成を実施しているため、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、少子化の時代にあって、子どもの健やかな成長や子育て世代の経済的負担を軽減することは重要な施策であり、制度の目的を鑑みれば、本来、国が率先して全国的な制度として取組むべきものと考えるが、より一層の充実として、県補助制度の更なる拡充を図ることが必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 入院と同様に通院・調剤についても、助成対象を中学校3年生まで拡大すること。
- (2) 千葉県による子ども医療費助成の対象年齢を、制度化されていない高校3年生まで拡充すること。
- (3) 無償化を含めた全国一律の医療費助成が受けられるよう、国主導による医療費助成制度設計を行うよう国に対し働きかけること。
- (4) 市町村間の均衡を図るため、県として更なる子ども医療費助成の拡充を図り、県内一律の制度の確立と地域間格差の解消を図ること。
- (5) 現行の補助率2分の1を3分の2に引き上げること。
- (6) 県の助成対象を通院、調剤も中学3年生まで拡大し、無償化すること。

### 3 地域医療体制の充実強化について

地域医療体制の充実強化に向けては、民間病院において不採算とされる、救急等の政策的医療の提供を行っている公立病院の経営の安定化等が図られる必要がある。

救急医療については、休日当番医における小児科医の不足や二次待機施設の減少等により、救急医療体制の維持が厳しい状況である。地元医師会等の協力のもと、地域住民の医療ニーズに応えるべく努力をしているが、医師や看護師等の確保については、地域の努力のみでは限界がある。

県保健医療計画では、人口、出生数等の特性を踏まえ、周産期母子医療センターの更なる指定や認定を検討するとし、令和11年度までにセンター1箇所、NICU4床を新たに整備する目標を掲げているが、開設に向けた最大の課題は「従事者の確保」である。

チーム医療の推進や病棟薬剤業務の展開等により、薬剤師の需要が拡大しているが、大手調剤薬局やドラッグストアの多店舗戦略等により、地方の自治体病院においては薬剤師の確保が著しく厳しい状況にある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 医療従事者の人材確保・定着を促進する取組や地域における医療従事者の偏在解消となる取組など、対策強化を図ること。
- (2) 働き方改革に伴う就労勤務環境の整備の周知や支援、病床機能の連携、在宅医療体制の強化を図るほか、医療資源の効率活用から機器の共同利用やチーム医療、外来診療の県民への周知など地域医療体制を強化すること。
- (3) 県の保健医療計画に定められている二次保健医療圏における、関係自治体・医療機関間の連携（財政的支援も含む。）に係る取決め等の構築について、県が主体的に取り組むこと。
- (4) 公立病院における救急等の政策的医療の提供に対する新たな支援制度（補助金）を創設すること。
- (5) 東千葉メディカルセンターについて、累積赤字の取扱いや解消に向けた手立てなどについて共に考え、センターにおける人材の確保などに係る支援を継続すること。

- (6) N I C Uを設置した地域周産期母子医療センターの整備を推進するため、県の関連補助制度を拡充するとともに、医師・看護師等の従事者確保に関して、人材派遣を含んだ多面的な支援を行うこと。
- (7) 休日当番医や二次待機施設の協力医療機関への財政的支援を拡充すること。
- (8) 医師修学資金貸付制度を更に拡充すること。
- (9) 「救急安心電話相談」について、受付時間の延長と、医療機関との連携による切れ目のない相談体制の構築を行い、併せて電話相談事業の周知強化を図ること。
- (10) 医師の処遇改善等を進め、県立佐原病院小児科の常勤医師の確保を図ること。
- (11) 耐震改修のみに留まらず、老朽化対策と最新の医療環境が期待できる建替え整備を実施すること。
- (12) 薬剤師の確保が困難な地域包括ケア等を担う病院からの求めに対し、県が主体となり地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師就学資金貸与事業を実施すること。
- (13) 薬剤師が不足している医療機関へ薬剤師を派遣すること。

#### 4 小児医療体制の充実強化について

千葉県全体で小児科医療機関が不足している状況であり、一市町村で小児科医療機関を誘致していくことは難しい。

また、都道府県別にみても千葉県の小児科医の絶対数が少ない中で、医師の働き方改革等の影響により、小児科医の勤務体制（小児科診療体制）に制限が設けられ、1・2次救急医療体制の整備に苦慮している状況である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県が主体となり医療圏内の各市と連携して、小児科医の確保など救急医療体制の整備に取り組むこと。
- (2) 小児の受診に対する支援を拡充し、24時間受診可能なオンライン診療や相談等で県内全般の小児医療をカバーするような取り組みを県で行うこと。
- (3) 休日・夜間におけるこどもの症状に対して判断に迷った場合のこども急病電話相談の実施時間帯の拡大と医師からの適切な助言が行えるようにし、医療機関との連携による切れ目のない相談体制の構築を行い、更なる充実を図ること。
- (4) 小児科医不足改善に向けた自治体の取り組みへの補助を行うこと。

#### 5 介護人材の確保・定着に向けた更なる支援の強化について

高齢化の急速な進展に伴い、介護サービスの大幅な需要増加が見込まれる中、介護職員数は増加しているが、介護人材に対する著しい需要の伸びに供給が見合っておらず、需給と供給のギャップが生じている。介護人材の不足は全国的に大きな問題であり、令和3年に厚生労働省が示した「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」によると、令和7年には、県において介護人材が約7,000人不足すると見込まれている。

また、全国的に介護支援専門員の不足が深刻な状況であり、特に介護予防支援において、要支援者のケアプランの介護報酬が、要介護者のケアプラン作成と比較し著しく低いこと等から、ケアプラン作成に係る介護支援専門員の人員が確保できず、介護予防支援の開始が遅れる事態が生じている。

国では介護職員の処遇改善を実施しているものの、介護支援専門員が対象外となっているなど、十分な対策が取られていない。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県において、要支援者のケアプラン作成と要介護者のケアプラン作成の介護報酬の格差是正について、国へ働きかけること。
- (2) 介護支援専門員等の人員確保に資するよう「千葉県介護人材確保対策事業費補助金」において、介護支援専門員の資格取得及び更新に関する費用を補助対象とするなど、財政的な支援を実施すること。
- (3) 人材不足から施設が利用できない事態にならないよう、介護人材の確保・定着に向けた更なる予算の増額及び制度の新設を行うこと。
- (4) 介護職員・介護支援専門員を対象とした特別手当の支給、介護支援専門員の法定研修に係る受講料の減額・補助をすること。
- (5) 国が行う介護職員の処遇改善などを拡充するよう、引き続き国へ働きかけること。

## 6 带状疱疹ワクチン接種への助成制度について

带状疱疹は、50歳代以降で罹患率が高くなり、主な症状は、皮膚の疼痛と、水疱形成であるが、皮膚病変が治癒した後に、痛みが残るPHN（带状疱疹後神経痛）や、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの障害が残ることもある。

国においては、带状疱疹ワクチンの高い発症予防効果が確認されており、予防接種法に基づく定期接種化が検討されているが、現在も定期接種化に至っていない。

带状疱疹ワクチンの接種費用は高額であるため、個人負担軽減のため接種費用を助成している市町村もあるが、市町村の負担は大きい。

については、带状疱疹ワクチン接種が定期接種化されるまでの間、千葉県独自の接種費用助成制度を創設すること。

## 7 介護保険制度の見直しについて

介護保険制度の安定的な運営を図るために、次の事項について措置を講じること。

- (1) 介護給付費国費負担金については、各保険者に対して、給付費の25%を確実に配分し、調整交付金とは別枠にすることを国に対して働き掛けること。
- (2) 給付費の不足分は、被保険者の負担となるため、被保険者の保険料負担が過重とならないよう国費負担額を引き上げることを国に対して働き掛けること。

## 8 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設について

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にすること等から社会的孤立の要因となり、脳機能の低下やうつ病、認知症につながると考えられている。

現在、国の制度としては、障害者（児）や難病患者等に対するの補装具費支給制度があるが、加齢性難聴者の補聴器購入に対しては補助制度がないため、加齢性難聴者にとっては、高額である補聴器を全額自己負担で購入することとなる。また、有資格者による適切なメンテナンスも必要であるため、補聴器の普及が進んでいない。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設するよう国に働き掛けること。
- (2) 65歳以上の難聴者を対象に補聴器購入に係る千葉県独自の公的補助制度を創設すること。

## 9 多子世帯の保育料軽減のための県補助事業創設について

幼児教育の無償化により3歳未満の非課税世帯及び3歳以上の保育料の無償化が行われたが、軽減措置の導入されていない年収約360万円以上の多子世帯については依然として負担が残っており、多子世帯の完全な負担解消には至っていない。

については、所得や年齢、同時入所の条件に関わらず、3歳未満児の保育料を軽減する補助事業を実施すること。

## 10 ヤングケアラーへの支援について

ヤングケアラー支援にあたっては、高校生に対する周知啓発や相談体制の構築が欠かせないが、市町村からのアプローチには限界がある。

市内の学校であっても市外在住の生徒が多いことから市事業の周知案内や支援導入が難しく、また、反対に市民が他自治体の学校に通うケースも多く、支援が行き届かない懸念があるため、広域的な支援が必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 高校生については、学校が所在する市町村で支援が可能な仕組みにする等、住所地によらない広域的な支援ができる体制を構築すること。
- (2) ピアサポートやオンラインサロン等、地域を問わずに実施することが望ましい事業については今後も継続的に実施すること。
- (3) 当該事業等において支援が必要なヤングケアラーに対しては、市町村のヤングケアラーコーディネーターや福祉の窓口につなぐ連携体制を構築すること。

## 11 保育対策総合支援事業費補助金（医療的ケア児保育支援事業）について

現在、医療的ケア児保育支援事業には、基本単価分（看護師等の配置）で1施設当たり5,290千円、補助割合が国2/3、県1/6、市1/6の保育対策総合支援事業費補助金はあるが、市町村の限られた財源の中で看護師の給料単価を医療機関勤務の看護師と同等の給料単価で雇用するだけの財源の確保は難しい状況である。

については、保育施設等で看護師を雇用するにあたり、医療的ケア児受け入れのための看護師に関して、国・県の補助額をさらに増額すること。

## 12 高齢者虐待ケースでの緊急避難場所の確保について

警察からの要請により、高齢者虐待のケースで、高齢者を緊急で避難させることがある。特別養護老人ホームや養護老人ホームに受け入れをお願いしているが、受け入れ不可能で、民宿等に避難させるケース等の市町村では対応が難しいケースもある。

については、身体的虐待のケースでは、命に係わることも考えられるため、例えば、圏域ごとに県が複数のホテルや民宿などと、避難場所として利用できる契約を結び、一時的に避難できる場所及び費用の確保をすること。

## 第5 環境生活行政の充実強化について

---

環境生活行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 適正処理困難物の処理処分先の整備等について

適正処理困難物について、膨張したモバイルバッテリー、化学薬品（農薬等）、園芸用品（土、砂、砂利等）、機械油（エンジンオイル、ガソリン、灯油等）、珪藻土製品、火災による燃え殻等は、処理委託先の選定も困難であり、かつ、市民からの問い合わせが多く、対応に苦慮している。

また、収集に混ざって不適正排出されたものが原因による施設やごみ収集車の火災、作業員の健康被害等につながるおそれがある。

ついては、次の事項について措置を講じること。

- (1) 処理困難物の適正な処理ルートが構築できるよう、処理困難物の実態把握や市町村への必要な助言を行うこと。
- (2) 生産者が責任を持って回収・処理する体制の整備を国へ働きかけること。

## 第6 商工労働行政の充実強化について

---

商工労働行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 海岸における水上オートバイ等小型船舶の危険航行を規制する条例制定等について

海水浴場開設期間中は、千葉県が定める「海水浴場安全確保実施要領」や市で定める条例により区域内の水上バイク等の乗入れや高速航行を規制し海水浴場の安全確保を図っているが、開設期間外及び区域以外の海岸においては規制できない。

そのため、悪質な水上バイクの運転行為や事故、水上バイクを利用した密漁などは県内市町村でも多く発生している。

一般公共海岸の管理者である県に対し、水上バイクの危険行為を規制する条例制定や海岸環境の整備強化を要望しているが、現在まで条例制定までは至っていない。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 水上オートバイ等小型船舶の危険航行や迷惑行為を禁止すること。
- (2) 危険航行や迷惑行為に対し、罰金等の刑事罰を含めた罰則を規定する条例の制定を行うこと。
- (3) 海岸環境の整備強化を行うこと。

## 2 地域商業活性化事業の拡充について

街路灯の維持管理は基本的に各街路灯組合で行っているが、近年は人件費や物価の高騰により、十分な維持管理ができていない。LED化した街路灯について、現在は街路灯のLEDが寿命を迎え、多くの街路灯が切れたままの状態である。また、老朽化した街路灯は危険であり、地域住民の安全が脅かされる状況である。

街路灯の維持管理や老朽化した街路灯の適切な撤去・処分は、商店街の景観向上やイメージアップに資するものであり、さらには地域の安全性向上や賑わいの創出に繋がる。

現行の地域商業活性化事業では、街路灯の新設及びLED化については補助対象となっているが、消耗品の交換等、街路灯の維持管理に係る事業や街路灯の撤去・処分については対象となっていない。

については、下記事項について措置を講じること。

- (1) 地域商業活性化事業において、商店街街路灯の撤去・処分に関する費用を補助対象とすること。
- (2) 地域商業活性化事業において、消耗品の交換等、街路灯の維持管理に係る事業を補助対象とすること。

## 3 成田空港周辺地域における企業誘致等における県の主体的な取組について

空港機能のさらなる強化を念頭に置いた県内への企業誘致の推進、従業者の確保等に向けて、地域未来投資促進法の基本計画にて「促進区域」としている空港周辺9市町のみならず、千葉県総合計画において成田空港を擁するエリアとしている印旛地域全体をそれらの受け皿として活用できるようにする必要がある。

については、県が主体的に、印旛地域への企業誘致等に向けて取り組むこと。

## 第7 農林水産行政の充実強化について

---

農林水産行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 千葉県農地中間管理機構の体制整備について

農地の賃借については、改正農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定事業により行うことが可能であるが、同法に係る経過措置期間の満了に伴い、今年度末をもって利用権設定事業は廃止となる。令和7年度以降は、農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定により、県が設置する「農地中間管理機構」による農地バンクを活用し、担い手への農地の集積・集約を進めることとなるが、利用権設定事業と比較し、手続きが煩雑で、農地の状態等による条件が厳しく、賃借の申出から成立までに相当程度の期間が見込まれる。

小規模農地の貸し借りが困難となることによる耕作放棄地の増加や、手続きの煩雑さにより正規の手続きを得ないヤミ耕作が増加することが懸念されるため、県は農地中間管理機構に対し、次の事項について措置を講じるよう指導を行うこと。

- (1) 主体的に借り手の開拓やマッチングを行うなど、担い手への農地集積・集約化を進めるための実質的な役割を果たすこと。
- (2) 各市町村の農業委員会総会等の日程等に応じて手続き期間の短縮を図ること。
- (3) 申請書類の簡素化等、申請者の負担を軽減し、利用しやすい手続きとすること。
- (4) 制度変更に伴う農地の貸し借りが滞りなく進められるよう、農地中間管理機構の受入れ体制に万全を期すこと。

## 2 東総台地地区広域営農団地農道の維持管理費に係る財政支援について

本広域農道には橋梁が9橋あり、内7橋が鋼橋である。令和5年度に実施した定期点検において、その7橋全てで耐候性鋼材の防食機能の劣化により錆の進行がみられ、特に海から距離の近い、1号橋と3号橋については、腐食などの劣化が顕著で塗装工事の必要性、3号橋の主桁部ボルトの早期交換が指摘されている。

鋼橋の耐用年数45年に対し、25年以上が経過し、維持管理に多額の費用が見込まれ、国庫補助事業を活用しても、市の負担が大きい。

については県においても支援を行うこと。

## 3 治山事業及び地すべり防止事業の計画的実施と執行体制強化について

治山事業及び地すべり防止事業は、荒廃した森林や溪流等から山崩れや土石流等の山地災害を防止し、これらの災害から人家や道路、農地等を保護する重要な事業である。しかし、工期の遅延が相次ぎ、予定どおりの事業進捗が得られていない事態となっている。効果を十分に発揮するためには、地元要望に応じた計画的な事業化はもとより、災害発生時等に即応できるよう、執行体制を強化する必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 施設整備に要する地元住民の負担軽減を図ること。
- (2) 計画された事業の着実な実施と、不測の事態に即応できる執行体制を整えること。

#### 4 千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金事業の要件緩和について

国の侵入防止柵等設置事業等の採択要件については、受益戸数3戸以上が要件のひとつとなっているが、農地の集約化を進める中で、大規模農家からの侵入防止柵の設置要望も増えている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 一定の面積を要件とするなどの受益戸数に関する採択要件の緩和を国に働きかけ、採択要件を満たさない事業について、県による支援の拡大をすること。
- (2) 農地だけでなく、市街地においても有害鳥獣が出没し、市民の生活環境への影響も増加していることから、市民の安全確保に向けた取組を検討すること。
- (3) 有害鳥獣の捕獲従事者の拡充のため、狩猟免許試験の実施回数及び受験定員数を増加し、ワナ猟免許取得時の補助の拡充を図るとともに、捕獲した際の報償単価の増額について国に働きかけること。

#### 5 特定外来生物ナガエツルノゲイトウの対策について

繁殖力が非常に強く、生態系や農業への悪影響が懸念される特定外来生物ナガエツルノゲイトウの発生が、令和5年度に本市内の水田にて確認された。

本市は、耕地の約8割が水田である稲作が盛んな地域であり、かつ、富津市と合わせると県内水稻種子の約5割の生産を担う種子産地であることから、県内稲作農家への多大なる影響や今後の更なる発生拡大が懸念されている。

については、実態把握、農家への周知、防除指導など水田における対策を一層強化するとともに、当該予算の十分な確保を行うこと。

## 6 産業立地における農用地の取り扱いについて

現在、地域未来投資促進法の特例を活用した取組など、産業立地の際の土地利用転換の迅速化が図られている。また、農用地の面積目標については、現状、既に優良農地はすべて農用地として指定されており、産業立地等のための除外により減少した面積を新たな農地の編入で賄うことは非常に困難である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 農振除外の手続きについて、地域で進捗している取組を過度に阻害し、現場に混乱が生じることがないように十分配慮すること。
- (2) 農用地の面積目標について、国や県の目標面積については地域の実情に即したものにすること。

## 7 北総中央用水土地改良区への支援について

北総中央地区では末端用水路の整備が進んでいない状況にある。用水の利用拡大が進まない中、限られた農業者で施設の維持管理費を負担している状況である。また、水資源機構営北総東部用水地区の更新事業が計画されており、その負担額は高額となる見込みであるが、北総中央用水土地改良区は更なる負担が困難な状況である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 北総中央用水土地改良区の自立運営の実現には受益拡大が必須であることから、国営関連県営事業の円滑な事業推進を行うこと。
- (2) 農業者の負担軽減を図るため、基幹水利施設管理事業の県補助率を増嵩すること。
- (3) 東部用水の更新事業に当たっては地元負担が生じないよう支援をすること。

## 8 広域営農団地農道整備事業（安房2期地区）の早期完了について

本地域は、主要道路が山並に分断され、集落間を連絡する道路が無いため、社会生活上の基盤整備が遅れている地域となっている。

広域営農団地農道整備事業（安房2期地区）は、安房地域を南北に縦断する国道と県道等を横断で結び、農林産物の集出荷体系及び流通経路の確立、生活環境の改善を図るため、極めて重要な道路である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県道犬掛館山線から県道富津館山線までの1.4キロメートルの未施工区間について、まとまって用地を確保できた箇所は工事を進め、事業推進を図ること。
- (2) 未施工区間を通る県営林道仲尾沢線は、近年の台風で被災し通行止めとなっているため、早期に復旧すること。

## 9 農林水産業関係予算の拡充について

農林水産業は、本県においては、産業面のみならず、社会的・地域的にも重要な基盤となっている。

一方、農林水産業は担い手の減少や、家畜に係る伝染病の流行等をはじめとする多様で複雑な課題に直面している。特に、県の東部や南部は、本県の農林水産業の拠点である一方、人口減少が進行しており、財政力や行政のマンパワーも不足しているのが実態である。自治体の農林水産業振興の支援を通じて、県全体の農林水産業の底上げを図る必要がある。

については、次の事項について、措置を講じること。

- (1) 県における農林水産業関連の支援制度や予算を拡充すること。
- (2) 自治体職員数の少ない地域については、県が主体となって事業を展開すること。
- (3) 国の支援が継続されるよう、制度の継続・拡充や予算確保を国に働きかけること。

## 10 農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取り組みへの支援について

多面的機能支払交付金活動組織は、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動や地域資源の適切な保全管理を実施してきたが、近年の過疎化及び高齢化による集落機能の低下や物価高騰等の影響により、その活動の維持が困難になっている。

将来にわたって農業・農村の多面的機能を維持・発揮するため、県と国の連携による当該交付金事業の拡充が必要である。

については、次の事項について、措置を講じること。

- (1) 物価高騰等を鑑み、多面的機能支払交付金の交付単価を見直すこと。
- (2) 資源向上支払（長寿命化）交付金の拡充及び対象工事に係る上限額を廃止すること。
- (3) 組織の負担軽減のため、更なる様式等の簡略化及び申請に係る事務処理研修等の充実を図ること。
- (4) 組織への適切な助言、指導を充実させるため、多面的機能支払推進交付金を拡充すること。

## 第8 県土整備行政の充実強化について

---

県土整備行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(道路・橋梁)

### 1 銚子連絡道路の整備推進について

銚子連絡道路は、山武・東総地域の道路ネットワークの骨格となり、地域間の連携、交流の促進、物流の効率化、周辺環境の改善など東総地域の活性化及び利便性の向上に資する道路であり、令和6年3月31日に二期区間である横芝光町から匝瑳市間の5kmが供用開始されたところである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 令和4年度より新規事業化された三期区間である匝瑳市から旭市間の13kmの事業推進を図ること。
- (2) 現在、整備が進められている旭市から銚子市間の6kmの早期完成を図ること。

### 2 国県道整備の促進について

下記国県道は本市内と隣接市を結ぶ重要な幹線道路である、一方で、道路幅員が狭く歩道が未整備であることから、歩行者の安全な通行に支障をきたしている。また、道路交通においても慢性的な渋滞の発生しており、円滑な交通の確保が求められている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道市川柏線の道路拡幅整備（高塚十字路交差点～市川市境・八柱駅北口入口交差点～都計道3・3・7号との交差部付近）について、必要な財源を確保し早期整備をすること。
- (2) 国道464号の道路拡幅整備（小山～串崎新田地先・大橋832番地先）について、必要な財源を確保し早期整備をすること。

- (3) 主要地方道松戸野田線の道路整備（根本～小山）について、必要な財源を確保し早期整備をすること。
- (4) 一般県道松戸鎌ヶ谷線の歩道拡幅整備（五香十字路交差点付近～鎌ヶ谷市境）について、必要な財源を確保し早期整備をすること。
- (5) 一般県道白井流山線の無電柱化の整備（北小金駅前の小金宿通り）について、必要な財源を確保し早期整備をすること。

### 3 主要地方道越谷野田線（野田橋の架け替えを含む）の4車線化について

主要地方道越谷野田線の野田橋付近は、千葉・埼玉両県の交通が集中し、特に交通渋滞が激しい路線となっており、流山市の大規模物流施設が令和5年7月に全て開業したことに伴い、より一層交通量が増加していることから、野田橋の架け替えを含む越谷野田線の4車線化は急務となっている。また、令和7年春頃の東埼玉道路の一部開通が、野田橋周辺の交通に更に影響することが明白であることから、東埼玉道路の開通時期に合わせた野田橋周辺での短期対策も講じる必要がある。

については、野田橋の架け替えを含む越谷野田線の4車線化及び交通渋滞緩和の短期対策に係る予算措置を行うこと。

### 4 地域高規格道路茂原一宮道路（長生グリーンライン）、大原道路の整備促進について

地域高規格道路茂原・一宮・大原道路は、首都圏中央連絡自動車道と一体となり、県内各地域との交流拡大を高めるとともに、首都圏から外房地域への道路ネットワーク形成を図るうえで重要な道路である。

また長生地域にとっても、首都圏中央連絡自動車道の波及効果を高め、地域の活性化を図るうえで本道路の果たす役割は重要である。

については、地域高規格道路茂原一宮道路（長生グリーンライン）と大原道路から創出される中房総地域への観光振興の更なる拡大のため、長生グリーンラインの整備促進と大原道路の早期事業化を図ること。

## 5 インフラ整備の充実について

道路整備は、市の発展や市民の利便性向上、地域の安全、安心、他自治体との広域的な連携及び災害時の迅速な対応のために必要不可欠なインフラ整備である。

誰もが移動しやすく、安全で安心して暮らすことができるまちづくりに向けて、必要な予算の安定的な確保を図っていく必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 社会資本整備総合交付金の要望額に対する満額交付について、国に対する積極的な働きかけをすること。
- (2) 県全体のインフラ整備を県と市町村が一体となって推進していくとの観点から、社会資本整備総合交付金の要望額に満たない部分（要望額に対して交付額が下回る部分）に対する県独自の補助制度の創設をすること。

## 6 狭隘国県道の道路改良について

本市を通過する国県道は、周辺住民にとって重要な生活道路であるが、狭隘な区間も多く、歩道の整備も十分ではなく歩行者にとって大変危険な道路となっている。

国道297号は、本市の都市間交流に重要な幹線道路であるとともに、首都圏中央連絡自動車道市原鶴舞インターチェンジと接続し、観光や産業の活性化など活力ある地域社会の形成に重要な役割を担っており、本路線の整備は重要である。一部の区間は通学路であるが、路側帯のカラー舗装は行われたものの、歩道の整備は十分とは言えず、子供たちは日々危険を感じながらの登下校を余儀なくされている。

現在、県において松野バイパスの整備が進められており、平成31年3月に第2工区の松野杉戸間が開通したが、当初着手の平成元年から30年以上が経過している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国道297号及び主要地方道天津小湊夷隅線における狭隘な区間についての道路改良・歩道整備等を図ること。
- (2) 松野バイパス建設工事の早期完成に向けた事業の推進を図ること。

(3) 国県道の維持管理について、除草作業の充実を図ること。

## 7 市原都市計画道路八幡椎津線（平成通り）の整備に係る社会資本整備総合交付金等の重点配分について

都市計画道路八幡椎津線（平成通り）は、京葉臨海工業地帯を支え、緊急輸送道路である国道16号を補完するダブルネットワークであるとともに、千葉市から木更津市までを結ぶ広域的な都市幹線道路であり、災害時の避難・救援路として重要な役割を担っている。

また、都市計画道路八幡椎津線は沿線都市との広域連携を促進し、地方創生・地域経済の好循環につなげるために不可欠な重要路線であり、全線の早期開通が求められる。

しかし、社会資本整備総合交付金の予算配分は、国が示す重点事業に特化しており、持続的な交付金の確保を危惧している。

については、本路線が国の推進する防災・減災、国土強靱化における重点施策等に照らし重要な路線であることを踏まえ、広域都市圏の発展に必要な事業に交付金を重点配分するよう、国に働きかけること。

## 8 主要地方道松戸野田線の渋滞対策について

主要地方道松戸野田線は、松戸野田有料道路が平成19年度に無料化されて以降、市街地を通過する旧道のバイパス利用や沿線の土地利用状況の変化により、交通量が増加している。

県では令和2年度から、交通量調査や、野田市今上交差点の右左折レーンの延長の検討や測量をしている。また、市でも、令和4年度に交通量調査を実施し、現状の交通量を把握するとともに、将来交通量の推計を行い、渋滞緩和対策の必要性を確認した。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道松戸野田線について、4車線化等の抜本的な渋滞緩和対策に取り組むこと。
- (2) 当面の渋滞対策として、野田市今上交差点の右左折レーンを延長し、引き続き、適切な管理のもと必要な補修工事を随時行うこと。

## 9 国道296号バイパスの事業推進について

国道296号バイパスは、国道16号から佐倉市までの5.2kmが平成2年度に事業化され整備が進められているが、事業着手から30年以上が経過した現在も1.5kmの区間が未供用となっている。

また、国道16号の西側の整備に当たっては、特に西八千代北部特定土地区画整理事業区域から接続する区間について、当該区域の人口は増加傾向にあり、今後、交通量の増加も予想されることから、道路ネットワークの形成及び安全性の向上を図る必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国道296号バイパスについて、未供用の1.5km区間について、早期に開通すること。
- (2) 国道16号の西側の整備に当たっては、特に西八千代北部特定土地区画整理事業区域から接続する区間の事業化を検討すること。

## 10 国県道の整備促進について

本市周辺の高規格幹線道路網の整備は着実に進められている一方、これら道路と本市とを結ぶアクセス道路となる国県道は、継続して整備が進められているものの、一部には狭隘かつ屈曲、急勾配な箇所や歩道の未整備区間が残り、利用者が安心して通行できる道路とは言い難い状況にある。

また、県が掲げる県都1時間構想や高速道路アクセス30分構想の実現のためにも、国県道の更なる整備促進が必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 一般県道天津小湊田原線の坂下バイパスの整備促進、通学児童・生徒の交通安全対策として、歩道を設置すること。
- (2) 主要地方道市原天津小湊線の竜ヶ尾周辺の狭隘・屈曲箇所の解消、坂本工区・四方木工区改良事業の整備を促進すること。
- (3) 主要地方道鴨川保田線の長狭高校前交差点の右折レーンの設置、御園橋の架け替えの整備を促進すること。
- (4) 国道128号の天津バイパスの斜面・法面等の防災対策を実施すること。
- (5) 国道410号の八丁地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所を解消すること。

- (6) 主要地方道富津館山線の金束工区の整備を促進すること。
- (7) 主要地方道千葉鴨川線の国道128号から鴨川警察署前交差点までの歩道を拡幅すること。
- (8) 主要地方道鴨川富山線の東地先未改良区間の狹隘・屈曲箇所を解消すること。

## 11 初富交差点の交差点改良について

千葉県が事業主体である新京成線連続立体交差事業により令和元年12月に全線高架化された。関連事業として位置付けられている初富駅前広場の整備について、市では喫緊の課題として取り組み、平成30年度より用地取得を進めているところである。

また、駅前広場のアクセス道路として、初富交差点に近接する県道57号の改良が、まちづくりの中で欠くことのできない事業である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 初富交差点の改良による主要地方道船橋我孫子線の右折レーン設置、安全な歩行者空間の確保、松戸方面から新鎌ヶ谷方面への大型車左折規制を解除すること。
- (2) 初富交差点に近接する県道57号の改良を事業化すること。

## 12 北千葉道路の早期事業化及び整備促進等について

北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、首都圏の国際競争力、また災害時における緊急輸送道路ネットワークの強化に資するとともに、周辺道路の渋滞緩和等による物流等の効率化や商工業の振興など地域の活性化に寄与する大変重要な道路である。

令和3年度に、東京外かく環状道路から市川市大町付近までの3.5kmについて、国の権限代行による新規事業化となったが、北千葉道路は全線が供用開始することで、事業効果が発現される。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 未事業化区間の事業化を行い、事業着手している粟野バイパス整備を促進すること。

- (2) 市民が利用しやすい道路形態にすること。
- (3) 吉高交差点から成田方面の暫定2車線供用区間を本線4車線の完成形に整備促進すること。
- (4) 景観向上の観点に配慮した道路管理に努めること。

### 13 主要地方道及び県道の整備促進について

主要地方道千葉臼井印西線については、早期整備に向けてより一層の事業推進を図ること。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県立盲学校等通学路について、朝晩の歩行者や自転車の多い路線であることから、本市策定中の自転車ネットワーク計画で選定した自転車専用通行帯や矢羽根等の路面標示により、自転車通行を車道側へ誘導し、通学者等の歩行者へ対しての安全対策の推進を図ること。
- (2) 四街道十字路から千葉市方面への歩道について、引き続き、歩行者や車いす等が通行しやすい整備の推進を図ること。
- (3) 松並木通りシンボルロード整備事業で設置された照明灯について、保守及びLED化を図ること。

### 14 道路網整備の促進及び主要地方道等の道路環境整備について

東京湾アクアラインと圏央道が一体となり首都圏を環状に結ぶことで整備効果を着岸地周辺都市に波及させる一方、増加傾向にある交通量の影響により、狭隘箇所等の危険箇所において利用者の安全性が担保できない状況となっている。

については、次の事項について措置を講ずること。

- (1) 主要地方道袖ヶ浦中島木更津線等の道路環境を整備すること。
- (2) 都市計画道路中野畑沢線、都市計画道路西内河根場線の早期供用開始すること。

- (3) 国道409号の袖ヶ浦市横田市街地幅員狭隘箇所や屈曲箇所の局所改良及びJR久留里線東横田駅付近の踏切横断部における変則交差点の早急な改善を行うこと。
- (4) 県道長浦上総線の狭隘部の安全対策を行うこと。
- (5) 県道横田停車場上泉線の拡幅整備を行うこと。
- (6) 旧主要地方道千葉鴨川線の道路改良（花川橋架替え）及び県道南総昭和線との交差点における安全対策を行うこと。

## 15 主要地方道及び一般県道の整備促進について

主要地方道千葉竜ヶ崎線は、千葉ニュータウンに建設された大型物流施設の稼働により、大型車両の交通量が増加し、交通渋滞が発生しており、歩道の未整備箇所では歩行者の安全も懸念されている。主要地方道船橋印西線については、千葉ニュータウン地区から主要地方道市川印西線までが未整備のため、主要地方道千葉竜ヶ崎線へ車両が集中し、交通渋滞が発生している。さらに、一般県道印西印旛線は、JR小林駅へ通ずる幹線道路、また通学路でもあるため、早期完成が地元住民からも望まれている。また、主要地方道千葉臼井印西線の平岡自然公園交差点の渋滞解消のため交差点改良が要望されている。

については、次の事項について措置を講ずること。

- (1) 主要地方道千葉竜ヶ崎線バイパス（仮称）コスモス通りを早期完成すること。
- (2) 主要地方道船橋印西線を延伸整備すること。
- (3) 一般県道印西印旛線を早期完成すること。
- (4) 主要地方道千葉臼井印西線を交差点改良すること。

## 16 県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について

一般県道千葉ニュータウン北環状線は、千葉ニュータウンの北側を白井市根地先から印西市草深を結ぶ主要道路であり、また、市の都市マスタープランでは「地域間幹線道路」として位置付け、国道16号や国道464号との道路ネットワークを形成し地域の利便性の向上や円滑な交通の確保について重要な役割を担い、市の発展に大きく寄与している。

しかし、長年、白井市清戸地先において整備がこう着しているため、本市の街づくりにおいて大きな支障となっており、迂回路となっている周辺市道では、交通量増加に伴い通勤・帰宅時間帯や週末の交通渋滞及び安全性が深刻な問題となっている。

については、一般県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備を行うこと。

## 17 高規格道路「茂原・一宮・大原道路」「鴨川・大原道路」の全線整備促進について

夷隅地域は医療施設が希薄であり、長生・山武・安房地域の医療機関に依存している。また、国道128号の日常的な渋滞や災害時での代替え道路の確保など道路網の脆弱が懸念されており、首都圏中央連絡自動車道に接続する本線の整備は交通環境の課題が改善され、観光振興の更なる拡大、地域創生の目標実現のためにも、極めて重要な路線である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 高規格道路「茂原・一宮・大原道路」の長生グリーンラインを早期完成すること。
- (2) いすみ市から鴨川市への高規格道路「鴨川・大原道路」を早期建設道路と位置付け、外房地域の医療・防災・産業の観点からも全線の整備促進をすること。

(河川・港湾)

## 18 洋上風力発電設備の設置等に伴う港湾の整備充実及び地元市町村負担金の軽減について

令和4年12月、経済産業省及び国土交通省が、再エネ海域利用法に基づく銚子市沖促進区域について、事業者から提出された公募占用計画を認定した。令和7年1月以降、陸上工事などの運転開始に向けた建設工事が本格化する。他の千葉県の太平洋沿岸海域においても洋上風力発電設備の導入が検討されている。国が目指す2050年カーボンニュートラルの実現に向け、主力電源として期待される洋上風力発電の導入拡大を図るためには、当該設備の立地自治体における理解と協力が必要となる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県沿岸地域に洋上風力発電設備の導入拡大を図るため、必要な港湾整備を実施すること。
- (2) 港湾整備の際は、国の負担（補助）の引き上げを求め、さらに、市町村の負担割合を引き下げること。

## 19 治水対策の充実について（一級河川利根川水系清水川 総合流域防災事業）

近年、全国的な豪雨災害が頻発化・激甚化しており、流域治水対策の重要性が非常に高まっている。

千葉県においても、洪水が発生した際の浸水対策として、護岸等の河川整備が進められているところである。

また、国においても集中豪雨による増水や地震により津波が発生した場合、利根川水系における流域治水の一環として浸水被害を防止するため、無堤部の築堤や樋管などの整備が進められている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 一級河川清水川の銚子市大橋町から清川町までの護岸整備を早期に完成させること。
- (2) 利根川からの逆流に伴う冠水対策として、樋管又は水門及び排水機場の設置を検討すること。

## 20 市川三番瀬の再生（護岸）について

現在、塩浜2丁目の海岸護岸は、県事業により、緩傾斜護岸が整備され、塩浜三番瀬公園前面の100m区間については、階段式護岸が整備されている。

令和3年度までに塩浜2丁目護岸は概ね完成したが、一部、護岸高が不足しており、後背地の歩道部が未整備となっている区間があることから、市にて背後地の街づくりの可能性を調査した後に、県への整備要請、構造及び整備時期等について、協議を行う必要がある。

また、隣接する塩浜3丁目護岸に当たっては、県から施工予定が示されていないことから、塩浜2丁目護岸と同様の緩傾斜構造での整備及び整備時期等について、調整を行う必要がある。

については、一部未整備である、塩浜2丁目護岸の整備に関する協議の開始及び塩浜3丁目護岸の検討状況を明示し、高潮対策整備の推進を図ること。

## 21 真間川水系の整備促進について

近年の台風の大型化や局地的な大雨に対して、本市では排水施設整備だけでなく、流出抑制対策の強化や自助活動への支援を進めているところではあるが、浸水被害リスクを軽減するためには、特に県管理河川である真間川水系において、過去の被害実績からも、抜本的な対策となる河川事業の完遂が必要不可欠となっている。

については、市民の生命と財産を守るため、未だ完成に至っていない春木川の改修、大柏川第二調節池の整備及び事業を再開した派川大柏川改修の整備促進を図ること。

## 22 海岸及び海岸駐車場の適正な管理について

観光・レクリエーション分野での地域振興を目指し、特定地域振興重要港湾にも指定されている館山港湾内には、千葉県により整備された無料駐車場があり、初夏から海水浴シーズンにかけて多くの来訪者が来ているが、マナーの悪い来訪者により、海岸歩道部への車両乗り入れ、ゴミの放置、駐車枠の複数区画利用等、他者の利用を妨げているケースが散見され、近隣住民や他の来訪者から苦情が多数寄せられている。市としても、安全対策や清掃、利用マナー向上の啓発等を行っているが、抜本的な解決には至っていない。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県も各海岸の駐車場内に看板の設置をしているところではあるが、啓発看板等の更なる設置を行うこと。
- (2) 大型車両の駐車区画を拡充し、水上オートバイのランチャーをけん引したまま駐車できるよう整備すること。

## 23 二級河川の整備について

令和元年10月25日の大雨被害に伴い、一宮川の中流域においては、目に見える形としての対策を講じているところだが、令和5年9月8日の台風13号の接近に伴う大雨では、1時間最大雨量78ミリ、降り始めからの総雨量405ミリという史上最大の豪雨となり、平成以降5度目の浸水被害を受け、被災した多くの市民は精神的・経済的に疲弊している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 河川改修を主とする浸水対策について、関係予算の増額を図ること。
- (2) 令和5年9月の浸水被害を受け、早急に河川整備計画の見直しを図ること。
- (3) 流域全体で水害を軽減させる流域治水の取り組みを、県が主体となり推進させること

## 24 水辺の魅力向上に向けた印旛沼・鹿島川の整備促進について

印旛沼周辺の水辺の魅力向上させ、にぎわいを創出することを目的として、「印旛沼・印旛放水路かわまちづくり計画」を千葉市・八千代市・佐倉市の連名で登録し、水辺拠点整備に着手したところである。

本市においては、印旛沼周辺の重要な拠点となる佐倉ふるさと広場の水辺空間の整備、城下町地区における船の玄関となる田町一里塚の整備、二拠点をつなぐ鹿島川の水運の整備等により、水辺空間と都市空間をつなぐネットワークの形成に取り組んでいるところであるが、県においても印旛沼・鹿島川護岸の基盤整備や、鹿島川の浚渫等を行っているところである。

については、引き続き必要な河川管理施設の整備等の措置を講じること。

## 25 グリーンインフラ等を活用した印旛沼の総合的な治水対策について

印旛沼の流域は13市町と広域にわたっており、周辺の河川、特に、鹿島川及び高崎川の最下流に位置していることから、近年は気候変動の影響による局所的な豪雨の頻発も相まって、治水対策は重要な課題となっている。

については、印旛沼の治水安全度の向上を図るため、適切な水位管理や排水能力の確保、鹿島川の拡幅、高崎川の河川改修、上流域における田んぼダム実施への支援など、総合的な治水対策を実施すること。

## 26 東京湾内3河川の高潮対策（水門整備）について

本市に関連する東京湾内3河川（菊田川・谷津川・高瀬川）の高潮対策として、水門と排水機場を整備する事業に千葉県が着手し、令和30年度までの事業期間で取り組んでいくとのこと。

については、3河川のうち菊田川においては、高潮の影響範囲に住居系の土地利用が多いことや地域における防災対策の観点から、早期の整備を実現すること。

## 27 二級河川の整備、維持管理の推進について

二級河川加茂川、袋倉川、二夕間川、曾呂川は、近年の集中豪雨により度々氾濫し、床上・床下浸水や道路・水田の冠水など、沿岸地域に甚大な被害を及ぼしている。特に、袋倉川では令和元年の台風第21号及び令和5年の台風第13号通過の際、数箇所において氾濫が起き、甚大な被害が発生している。

また、加茂川の河口部では堆砂が進み河口閉塞による水質悪化や悪臭が発生している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 二級河川加茂川、袋倉川、二夕間川、曾呂川に対し、早期に浸水対策の具体的な対策方針の決定及び未整備区間の護岸等の整備をすること。
- (2) 二級河川加茂川に対し、浚渫とともに抜本的な閉塞対策を講じること。
- (3) 二級河川待崎川、二夕間川河口部に対し、定期的な閉塞対策（堆積土砂掘削等）をすること。
- (4) 二級河川の損傷を受けた護岸や床止めなどの既存施設に対し、機能低下が懸念されるため、適切な維持管理を図ること。

## 28 一級河川大柏川第二調節池の整備促進について

鎌ヶ谷市道野辺・馬込沢地区は、過年度より度重なる浸水被害が発生する地区で、床上・床下浸水に見舞われる家屋が数多くある状況である。

本市は、この浸水被害を軽減するため、一級河川大柏川の上流に位置し馬込沢地区を流れる準用河川二和川流域に二和貯留池や横下貯留池等を整備し治水対策を進めてきたが、浸水被害の解消には至っていない。

このような状況の中、一級河川大柏川第二調節池の用地取得が進捗し、準用河川二和川整備事業に着手したが、事業の整備効果を発揮させるためには、一級河川大柏川第二調節池の整備促進が必要不可欠である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 一級河川大柏川第二調節池を速やかに事業完了すること。
- (2) 上面利用について、通学路としての活用なども含め、引き続き事業の進捗に合わせて、検討、協議すること。

## 29 大網駅周辺における二級河川小中川の内水対策支援について

現在、千葉県河川整備課を主体に、令和6年度に国の制度として創設された『内水被害等軽減対策計画』において、河川、下水道部局をはじめ、農林及び都市計画部局を含めたハード・ソフトの交付金事業をパッケージ化した計画を進めている。

については、二級河川小中川の整備が進むことにより、大網駅周辺の内水排除の対策が必要となることから、今後の市の支川整備計画の策定や小中川との合流部施設整備など、可能な限りの支援をすること。

(都市基盤)

## 30 江戸川第一週末処理場の早期完成及び雨天時浸入水対策について

下水道の未普及地区の解消及び千葉県汚水処理広域化・共同化計画に位置付けられた単独処理区の流域下水道編入にあたっては江戸川第一終末処理場の早期整備は喫緊の課題である。同処理場への第3系列以降の整備予定が明示されないことには、流域編入事業の進め方を定めることができない。また、直近では令和5年の台風第2号により、江戸川左岸処理区の市川ポンプ場上流地区において雨天時浸入水による溢水及びトイレが使用できない等の被害が発生し、地域住民の公衆衛生が損なわれ、かつ生活に支障をきたした。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 江戸川第一終末処理場水処理第2系列以降を早期に完成すること。
- (2) 第3系列以降の水処理系列において、整備予定を早期に明示すること。
- (3) 終末処理場及び市川ポンプ場の機能強化及び効果的な運転管理並びに流域関連市に対する雨天時浸入水対策の指導を引き続き継続すること。

### 31 住宅・建築物の耐震化サポート事業の拡充について

既存建築物の耐震化促進のため、耐震診断等の補助事業を行っているが、補助事業の財源である国の住宅・建築物安全ストック形成事業と県の住宅・建築物の耐震化サポート事業において、対象となる事業に違いがある。

また、住民の生命を守るためには、耐震シェルターや防災ベッド等も重要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 「住宅・建築物の耐震化サポート事業補助金」の対象事業を住宅・建築物安全ストック形成事業と同様の範囲に拡充すること。
- (2) 耐震シェルターや防災ベッド等、国の対象事業以外にも補助対象を拡充すること。

### 32 成田空港の更なる機能強化等への対応について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により、成田空港の航空旅客数は急激な需要回復傾向をみせている。成田空港の更なる機能強化の進展に伴い、今後、成田空港の鉄道アクセスに対する需要は、大幅に増大していくものと考えられる。

成田国際空港株式会社では、空港の更なる機能強化にあわせて、「新しい成田空港」構想に着手しており、鉄道アクセスの改善、国際貨物空港を目指し、貨物地区及び首都圏中央連絡自動車道等の空港東側の道路網整備が検討されている。

現在、成田空港及びその周辺においては、空港機能を補完する物流施設や大型店舗等の進出、空港利用者や空港関連就業者等の通行により、道路の混雑が常態化している。また、空港関連の多くの物流は空港西側である酒々井インターチェンジから国道296号を經由し空港へアクセスしている状況であり、当該区間は慢性的な渋滞が発生している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 成田空港への鉄道アクセスの更なる向上に向け「都心直結線」の整備や空港周辺の単線区間の解消等を目指すべく、鉄道事業者への働きかけを行い、NAAや鉄道事業者を含めた関係者が緊密に連携できる場を早期に設けること。

- (2) 県道成田小見川鹿島港線の4車線化をはじめ、成田空港周辺の地域づくりに関する「実施プラン」に掲げられている道路の整備を進め、その具体策を早期に提示すること。
- (3) 新たな市街地開発を目的とした市街化区域への編入等に関する都市計画手続きや、土地区画整理組合の設立認可に係る手続き等を円滑に進められるよう、関係部局との協議・調整等を行うこと。
- (4) 吉倉地区周辺における新たな都市基盤整備のための鉄道構想駅の実現に向けて、鉄道事業者への働きかけなど、県としての積極的な調整を行うこと。
- (5) 酒々井インターチェンジから富里市道01-008号線、国道296号交差点を経て、県道八日市場佐倉線までの区間を、「新しい成田空港」構想を見据え、地域と空港の発展が好循環する地域づくり実現のため策定した実施プランに位置付け、千葉県が空港周辺の広域幹線道路として整備すること。

### 33 柏駅周辺地区の市街地再開発事業について

柏駅周辺地区は、50年以上経過した建物が密集し、再整備に向けた取り組みにおいては、再開発事業による都市機能の抜本的な更新や土地の合理的かつ健全な高度利用を併せて図るような新たなまちづくりが求められている。

東葛エリアにおいて重要な拠点の一つである柏駅の活性化は、千葉県の産業エリアの集積や人を呼び込む推進エンジンの一躍を担うことで、千葉県の産業振興の推進だけでなく県税増収にも寄与する。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県の市街地再開発事業の補助金における補助対象経費に、改めて土地整備費等を対象とするよう見直しを図ること。
- (2) 新たに補償費などの項目について、対象を拡充することで、実態に見合った制度とすること。

### 34 運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業推進及び県立市野谷の森公園の整備について

平成10年度から施行している運動公園周辺地区土地区画整理事業については、令和2年3月に事業計画が変更され、事業期間が令和11年度まで延伸されたところである。

については、下記事項について措置を講じること。

- (1) 現計画に則して換地処分が実施されるよう、徹底した事業進捗及び執行管理を行うこと。
- (2) 3・3・1号芝崎市野谷線をはじめとする幹線道路及び整備の遅れている運動公園周辺地区南部を早期に完成すること。併せて、県立市野谷の森公園は、本市の目指す「都心から一番近い森のまち」の象徴であることから、同公園を一日も早く完成すること。

### 35 羽田空港と東京湾岸地域を結ぶ鉄道ネットワークの強化について

国際的な都市間競争の激化に対して、経済活動を支える基盤である鉄道ネットワークの強化を図ることは重要である。令和5年6月にはJR東日本の羽田空港アクセス線の一部区間について、起工式が執り行われ、開業に向けて大きく動きだしたところであり臨海部ルートを含む3ルートの早期実現が期待される。

羽田空港と東京湾岸地域を鉄道路線で結ぶことにより、空港から大型集客施設や宿泊施設などへのアクセス性が向上し、更なる地域活性化が見込まれ、国際競争力の強化にもつながるものである。

については、羽田空港アクセス線と京葉線・りんかい線の相互直通運転をはじめ、既存路線との更なる連携強化を促進し、鉄道ネットワークの強化に取り組むよう国に働きかけること。

## 第9 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 高等学校の魅力向上と学生寮の整備について

県立高等学校の第8学区には県立高等学校4校のほか、私立高等学校2校、特別支援学校等があり、普通科のほか専門学科として各種海洋系資格が取得できる県内唯一の海洋科や商工業、農業、土木、調理系など進学・就職を目指す地域の生徒にとって学びのバランスが非常に良い環境となっている。しかし、近年、少子化や学区外の進学者の増加等の影響により、殆どの専門学科において定員割れの状況が続き、さらに2024年度は県立高校4校全てが定員割れとなっており、将来にわたって現在の環境を維持することが厳しい状況となっている。

県内並びに近県の中学生が県外の住環境が整備された高等学校を選択している状況の改善を図り、学区外からの進学者を増加させるには、住環境の確保が必須である。

ついては、次の事項について措置を講じること。

- (1) 高等学校の更なる魅力向上に取り組むこと。
- (2) 高校生向けの寮設備を整備し、県内外からの進学を受け入れられる環境を整備すること。

### 2 教育環境の充実について

教育環境の充実を図るため次の事項について措置を講じること。

- (1) 本市は、地理的に県外の学校に通う生徒もいることから、県外の高校に通う生徒も授業料の助成対象とする等、支援を拡充すること。
- (2) 今年度から公立小中学校等の新規採用教諭に対する奨学金の返還を全額補助する支援制度について、本制度の継続的な運用と更なる充実を図ること。

### 3 学びの多様化学校設置自治体への支援について

全国的に不登校の児童生徒が増加傾向にあるなか、多くの市町村においても同様の傾向がみられる。

不登校対策は喫緊の課題であり、不登校の児童生徒の主体性を尊重し、一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援することが求められており、様々な事情や背景を抱えた児童生徒に対して、実態に配慮した、安心して教育を受けることができる学びの多様化学校の設置が必要である。

については、不登校の児童生徒に対し様々な教育機会を提供するため、県の責務として、学びの多様化学校に関して、整備費用や運営に関する補助金等の支援制度を確立するとともに、教職員の配置に関する考え方を明確にすること。

### 4 学校給食費の無償化について

学校給食の実施に要する費用のうち食材料費は、保護者が「給食費」として負担しているが、子育て世代の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実を図り、少子化対策及び子育て支援の拡充を一層推進する中で、保護者の経済的負担が大きい給食費の軽減は大きな課題である。

千葉県では第3子以降を対象とした県立学校給食費の無償化を令和5年1月から実施し、県内市町村に対しても第3子以降を対象とした市町村立学校給食費に対し補助率を1/2として補助金を交付している。多くの市町村が独自の基準や要件を設けて給食費や食材への補助を実施し、保護者負担の軽減に努めているが、昨今の物価高騰の影響もあり、事業の継続には財政的負担が大きく、その対応については各市町村の財政状況等によって地域間格差が生じている。

また、千葉県公立学校給食費無償化支援事業について、対象者が限定されていることから、保護者が行う各種手続き（申請書の作成や被扶養者に係る保険証のコピー等）が生じ、その結果、学校現場及び教育委員会の事務負担が新たに増加した。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 地域間格差による不利益がないよう、県補助金の補助率の引き上げや補助要件・範囲の拡充を行うこと。
- (2) 学校給食費無償化について、新たな財政支援制度の創設について国に働きかけを行うこと。
- (3) 千葉県公立学校給食費無償化支援事業補助金について、令和7年度以降も財政支援を継続すること。
- (4) 学校給食費の無償化に向けた制度を確立し、財政支援を行うこと。

## 5 小中学校における教員定数等の改善について

いじめ問題や不登校、地域・保護者から学校に寄せられる様々な要望への対応など教育を取り巻く問題は山積し、学校には多種多様な対応が求められており、教職員の業務量は増加している。学習サポーターは児童・生徒の学びのサポートを行い、スクールサポートスタッフは教職員の業務支援を担い、両事業とも小中学校において不可欠である。

また、学校規模にかかわらず、学習習慣等の定着や学力向上を図るために、専科加配教員や少人数指導教員が必要となる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) よりきめ細やかな指導をより多くの児童生徒へ行うために、まずは、現在配置されている学校への学習サポーターの配置時間数の増加及び配置人数の拡充を行うこと。
- (2) スクールサポートスタッフについては、教職員の業務負担軽減につながるため、更なる配置時間数の増加をすること。
- (3) 小学校高学年における専科指導やすべての学年における少人数指導の推進のため、指導方法の工夫改善加配数を確保すること。

- (4) 小学校増置定数基準について、新たに18～23学級の区分を設けて3人とし、24学級以上は現在の増置教員に1人ずつ追加するよう見直しをすること。
- (5) 県費負担による増置教員の配置を進め、小中学校を含めた小規模校における増置教員不足を解消すること。
- (6) 不登校児童生徒に多様な学びの場の確保として、各学校で適応指導教室の運営を図るために、その教室内で学習支援や教育相談等に専従できる加配教員を配置すること。
- (7) 小学校教科担任制の円滑な実施を図るために、加配教員および会計年度任用職員等を配置すること。
- (8) 中学校におけるスクールカウンセラーの配置時間、並びに小学校への配置拡大を行うこと。

## 6 公立小中学校の学校再編に伴う支援について

公立学校の再編（統廃合）は、子供達に適切な学校教育環境を提供するため、実行しなければならない行政課題である。

ついては、次の事項について措置を講じること。

- (1) 「千葉県公立小中義務教育学校定員配置基準」の見直し、地理上の条件不利地域（半島振興法など）の学校は、学校再編の取組を考慮した上で、増置教員・加配教員の基準を見直し、他地域より手厚い定員配置とすること。
- (2) 学校再編に伴い学区が広がりスクールバス運行が必須となるため、スクールバス運行事業者の業務継続するための支援を行うこと。
- (3) 学校再編に伴う学校施設の整備（改修等）に関する県独自の助成を行うこと。